

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

路線名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市福岡二丁目一五〇〇番七 四地先から同市福岡二丁目一五〇〇 番七四地先まで
供用開始の期日	令和二年十一月十八日
備考	令和二年三月二十四日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第十一号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長七五・七八メートル